

富山県産業技術研究開発センター 競争的研究費等不正防止計画

項 目	内 容	摘 要
I 研究費等の適正な執行・管理		
1 総 則	センター職員（以下、「職員」という。）は、競争的研究費等の適正かつ計画的な執行と研究の円滑な遂行に十分に留意する。	
2 物品等の調達	物品等の調達については、富山県会計規則及び富山県事務決裁規程による他、以下によるものとする。 ①発注 ・研究者は物品を購入しようとする場合、「物品購入注文伺」（様式1）を提出し、決裁を受ける。 ・決裁後、総務課担当者より発注を行う。 ②納品・検収 ・業者から納品があったときは、検収窓口担当者が直ちに検収する。 ③支払 ・物品代金の支払いは、センター内の支出決議行為が完了した後、総務課担当者が行う。	富山県会計規則 富山県事務決裁規程 規程第7条 様式1（物品購入注文伺） 別紙1（物品購入フロー） 別紙5（物品購入決裁フロー）
3 旅費の執行	旅費の執行については、富山県職員等の旅費に関する条例、富山県職員等の旅費に関する規則及び富山県事務決裁規程による他、以下によるものとする。 ①出張伺 ・研究者は出張しようとする場合、「出張伺」（様式2）及び「出張計画書」（様式3）に、会議、案内等の概要が分かる書類を添付して提出し、決裁を受ける。 ②旅費の支払い ・旅費の支払いは、決裁後、総務課担当者が行う。 ③領収書等 ・飛行機を利用した場合には、出張終了後、航空券の半券を総務課担当者へ提出する。	富山県職員等の旅費に関する条例 富山県職員等の旅費に関する規則 富山県事務決裁規程 様式2（出張伺） 様式3（出張計画書） 別紙2（旅費執行フロー） 別紙6（旅費執行決裁フロー）
II モニタリング・監査体制の整備		
1 モニタリング体制	研究費等の適正な執行を確保するため、不正防止推進委員会を設置し、不正防止計画の実施状況及び資金執行状況のモニタリングを、必要に応じ実施する。	規程第13条
2 内部監査体制	研究費等の適正な執行を確保するため、最高管理責任者が任命する監査員による内部監査を年1回及び必要に応じ実施する。 監査員は、監査終了後、「監査報告書」（様式4）を最高管理責任者へ提出する。	規程第12条 様式4（監査報告書）
III 関係者の意識の向上		
1 研究者及び事務職員によるルールの遵守	研究者及び事務職員は、研究費等の適正な執行を確保するため、事務手続きなどに関するルールの遵守を促す。	
2 コンプライアンス教育の実施	研究者等関係者の倫理意識の高揚と、競争的研究費等の取扱いルール及び不正防止計画等に対する理解を深めるため、コンプライアンス教育を実施する。	規程第5条
IV 相談窓口等の設置		
1 事務処理手続き等の相談	競争的研究費等に関する事務手続き及び使用ルールについて、不明な事項、疑義が生じた事項等については相談窓口（企画調整課）を活用する。	規程第8条
2 不正事案等の通報	職員等は、不正事案等を発見した場合には、通報窓口（企画管理部長）に通報し、不正の発見及び防止に努める。	規程第10条
V 不正を発生させる要因の把握と改善の実施		
	「不正を発生させる要因として考えられる事項」（書類V）等について、不正防止推進委員会、相談窓口、監査部門等が連携しつつ状況把握等に努めるとともに、必要に応じ改善方策を検討し、最高管理責任者に提言するなど、不正防止対策の充実・強化を図る。	書類V（不正を発生させる要因として考えられる事項）
VI 不正への対応		
1 調査及び職員の処分	不正事案の連絡を受けた最高管理責任者が、必要に応じ不正防止委員会に調査を命ずる。不正調査の期限は、原則210日以内とする。 不正を行った職員の処分は、地方公務員法、富山県条例の規定により行う。	・規程第11条 ・富山県産業技術研究開発センター競争的研究費等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱 ・地方公務員法、富山県条例
2 取引業者の処分	不正の事実が確定した場合、最高管理責任者が県関係部局へ連絡し、その指示に基づき対応する。	
VII 不正防止推進体制		
	不正防止計画の推進体制は、書類VIIのとおりとする。	書類VII（不正防止推進体制）